

いわき市短期集中予防サービスの概要

1 概要

骨折予防及び膝痛・腰痛予防や痛みの改善など加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図り日常生活動作の改善に至るようケアプランから課題を把握し主目標の達成に資する、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を行う（器具を使用しない機能的トレーニングも可能）。

概ね3ヶ月を1クールとして実施する。

2 対象となる利用者

要支援認定者または事業対象者のうち、次に該当するもの

- ① 生活機能改善により在宅生活が継続できる方
- ② 起居動作（寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、歩行）が概ね自立している方
- ③ 生活不活発病により生活行為に支障が出ている方
（改善より維持や悪化時の対応を優先すべき方は、対象としない）

※ 介護予防通所リハビリテーション、介護予防通所介護 介護予防通所介護相当サービス、特定施設入居者生活介護などの通所型サービスを利用している方は利用不可。

3 短期集中予防サービス 単位数表

サービス内容	算定項目	算定単位
通所型短期集中予防サービス	通所型短期集中予防サービス	1回につき
	355単位	
通所型短期集中予防サービス 送迎加算	送迎加算	片道につき
	25単位	

注1 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数70/100。

注2 支援相談員・看護職員・機能訓練指導員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数70/100。

注3 市長が定める地域に居住する者へのサービス提供に際して送迎を行う場合は、所定単位数に20単位を足す。

4 短期集中予防サービス 設備基準

必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練室（合計面積は利用定員×3㎡以上） ・消火設備、その他非常災害に際して必要な設備、サービス提供にあたって必要な備品等
-------	--

5 短期集中予防サービス 人員基準

○ 管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・専従1以上（常勤要件なし） ・支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 → 現行の管理者の兼務可
○ 支援相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・単位毎に1以上（時間帯通じての配置不要） ・資格要件 社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、保健師、看護師、准看護師 又は指定（地域密着型）通所介護事業所において3年以上の実務経験を有するもの ・支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
○ 介護職員	(配置なし)
○ 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・単位毎に1以上 ・看護師又は准看護師 ・提供時間帯を通じてまで専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図る必要がある ・支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
○ 生活機能指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・単位毎に提供時間帯を通じて専従1以上 ・資格要件 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師 ・利用者が10人以下である場合は提供時間帯を通じて1以上 ・利用者が11人以上20人以下である場合は提供時間帯を通じて2以上 ・利用者が21人以上25人以下である場合は提供時間帯を通じて3以上 ・利用者が26人以上30人以下である場合は提供時間帯を通じて4以上